

I 中小企業等支援給付金の誤払いの発生について

令和3年10月4日 現在

「中小企業等支援給付金事業」において、受託業者の支払い手続き誤りにより、2,766件、1億8,577万5千円を二重払いしたことが判明した。

1 概要

国の月次支援金が支払われた事業者に対し、県が、一月当たり法人5万円、個人事業者2万5千円を独自に加算して支払う事業である「中小企業等支援給付金事業」において、受託業者の株式会社日本旅行が、金融機関への支払い手続きを誤ったことにより、2,766件、1億8,577万5千円の二重払いが発生したことが判明した。

2 原因と経緯

- 9月29日
- ・受託業者が支払い対象者のデータ2,767件を金融機関に送信した後、その内1件保留すべき案件が判明したため2,767件すべてのデータの取り消し操作を実行（この取り消し操作が不完全で実際には取消されていなかった。）
 - ・保留分1件を除く支払い対象者のデータ2,766件を金融機関に再度送信
 - ・最初のデータと修正後のデータの両方に掛かる金額が金融機関から振り込まれた
 - *支払い保留分の1件は確認後支払うべきものと判明したため、この分は結果として誤支給にはならなかった。
- 9月30日
- ・受託業者が運営しているコールセンターに、二重払いされたとの問い合わせが数件入電し、直ちに県に報告
 - ・受託業者にて、二重払いの状況と原因を調査
- 10月1日
- ・受託業者が以下を県に報告
 - ①二重払いの件数と金額：2,766件、1億8,577万5千円
 - ②発生した時刻：9月29日17:50頃
 - ③原因：
 - ・受託業者が支払い対象者のデータ2,767件を金融機関に送信した後、その内1件保留すべき案件が判明したために実施した、2,767件すべてのデータの取り消し操作が完了したと誤認
 - ・その際、本来ならば2人で操作すべきところを担当者が不在だったため、管理者が1人で操作

- ・ 保留分 1 件を除く支払い対象者のデータ 2,766 件を金融機関に再度送信
- ・ 最初のデータと修正後のデータの両方に掛かる金額が金融機関から振り込まれ、2,766 件が二重払い
- ・ 県からは再発防止を徹底するよう強く指導

10 月 2 日

- ・ 誤って二重払いをしてしまった受給者に対して、受託業者から以下の内容について一斉にメールを送信
 - ① 今回、人為的ミスにより二重払いをしてしまったことに対する謝罪
 - ② 振込口座を確認いただきたいこと
 - ③ 二重払いによって過大に給付してしまった振込額については、後日返還のご案内をさせていただくこと
- ・ 受託業者から県に対し、再発防止策について報告
 - ① 承認権限者を追加し、チェック体制を強化
- ・ 加えて、県から再発防止策として以下を指示
 - ① システムに携わるすべての職員に、今回の事案共有とシステム習熟のための研修を実施
 - ② エラーを防ぐためのシステム改修を今後検討すること

3 今後の対応

(1) 県の対応

県から受託業者に対して、県委託事業を適正に行うよう引き続き指導し、再発防止に努めていく。

(2) 受託業者の対応

受託業者が返還専用の口座を開設次第、振込手数料は受託業者が負担して、対象者から返還してもらうよう、対象者全員に対し案内する。